

補 助 金

- (240) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(245)

第3章
第1節
第10
環境省

所管、会計名及び科目	環境省所管 一般会計（組織）環境本省 （項）廃棄物・リサイクル対策推進費 （項）廃棄物処理施設整備費 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定） （項）エネルギー需給構造高度化対策費
部 局 等	環境本省、3 県
補助等の根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、予算補助
補助事業者等（事業主体）	市 3、町 1、一部事務組合 1、団体 1、計 6 補助事業者等 （市 3、町 1、一部事務組合 1、計 5 事業主体）
間接補助事業者等（事業主体）	1 会社
補助事業等	循環型社会形成推進交付金事業、災害等廃棄物処理事業、二酸化炭素排出抑制対策事業
事業費の合計	38,715,263,010 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	11,111,770,561 円
不当と認める事業費の合計	444,089,113 円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計	153,156,138 円

1 補助金等の概要

環境省所管の補助事業等は、地方公共団体、会社等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性、経済性等の観点から、22 道県、92 市町村、19 一部事務組合及び 86 会社等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、4 市町、1 一部事務組合、1 会社、計 6 事業主体が実施した循環型社会形成推進交付金事業、災害等廃棄物処理事業及び二酸化炭素排出抑制対策事業に係る国庫補助金 153,156,138 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- (1) 補助の対象とならないなどのもの
3 件 不当と認める国庫補助金 110,214,000 円
- (2) 補助金が過大に交付されていたもの
1 件 不当と認める国庫補助金 18,886,336 円
- (3) 工事の設計が適切でなかったもの
1 件 不当と認める国庫補助金 13,927,706 円
- (4) 工事の施工が適切でなかったもの
1 件 不当と認める国庫補助金 10,128,096 円
- また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

- (1) 補助の対象とならないなどのもの 3 件 不当と認める国庫補助金 110,214,000 円
循環型社会形成推進交付金事業において、交付対象事業費に対象とならない設備等の整備に要した費用を含めていたこと、また、現場管理費等の算定が適切でなかったことから、交付金が過大に交付されていたもの (3 件 不当と認める国庫補助金 110,214,000 円)

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事 業 費 (国庫補助対象事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(240) 島 根 県 出 雲 市	循環型社会形成推進交付金	同	平成30～ 令和 3	18,129,311 (15,227,141)	5,905,038	255,483 (255,483)	85,122
(241) 同 邑智郡総合事務組合	同	同	元～ 3	2,018,228 (1,578,083)	526,027	63,784 (63,784)	21,261
(242) 広 島 県 広 島 市	同	同	平成24～ 令和 5	15,455,160 (11,346,124)	3,782,037	11,506 (11,506)	3,831
(240)～(242) の計				35,602,699 (28,151,348)	10,213,102	330,773 (330,773)	110,214

2 県の 3 事業主体は、循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備を実施している。このうち、出雲市はエネルギー回収型廃棄物処理施設の整備を実施しており、2 事業主体(邑智郡総合事務組合及び広島市)は最終処分場の整備を実施している。

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領(平成 17 年 4 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知。以下「取扱要領」という。)によれば、エネルギー回収型廃棄物処理施設及び最終処分場を整備する事業において交付金の交付対象となるのは、廃棄物の処理に直接必要な各種の設備のほか、施設設置に必要な最小限度の土地造成等とされている。このうち、エネルギー回収型廃棄物処理施設を整備する事業においては、緑地帯、構内道路、管理棟等に係る土地造成は交付の対象とされておらず、また、最終処分場を整備する事業においては、構内道路、洗車設備等は、交付の対象とされていない。

また、交付対象事業費の範囲は、交付対象設備等に係る本工事費、付帯工事費等から構成される工事費、事務費等とされており、このうちの本工事費は、材料費、労務費及び直接経費から構成される直接工事費に共通仮設費及び現場管理費から構成される間接工事費を加えた工事原価に、一般管理費を加えて算定することとされている(図参照)。